

令和8年度 起業家教育プログラム実施支援校の募集について

令和7年10月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
創業・スタートアップ支援部

1. 趣旨

地域課題や社会課題が顕在化する現代において、若い世代から、起業家精神を育み、主体性、創造性、分析力、コミュニケーション力など「これからの時代で生きる力」を身につけることが重要となっています。

文部科学省では、「アントレプレナーシップ(起業家精神)」を「新たな価値を生み出していく精神」と捉え、自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジし、他者と協働しながら解決策を探究できる知識・能力・態度を身につける教育を「アントレプレナーシップ教育(起業家教育)」と位置付けて推進しています。

アントレプレナーシップは、起業に限らず、民間企業、行政など、あらゆる領域で必要な考え方であり、経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構においても、全国に広めるべく強力に推進しているところです。

一方、教育の現場においては、起業家教育を実践する教員や支援人材は少なく、生徒と起業家(企業経営者、社会起業家等)が出会う機会も少ないのが現実です。

そこで、経済産業省所管の独立行政法人である中小企業基盤整備機構(中小機構)において、経済産業省(中小企業庁)及び文部科学省とも連携しつつ、高等学校等における起業家教育をサポートするプログラムを実施します。

具体的には、総合的な学習の時間(探究)、各科目、課外活動、AO入試対策等として、新たに起業家教育プログラムを導入しようとする高等学校等を対象とし、中小機構がプログラムの企画、実施フォローアップなどの様々なサポートを行います。

起業家教育の実施により、自己効力感の向上や各科目の学習への主体的な参加の増加が見られるとされており、是非、本事業の実施についてご検討いただければと考えております。

2. 起業家教育プログラム実施支援の内容

本事業は、各高等学校等において担当教員の方が、中小機構が提供する「起業家教育標準的カリキュラム」を活用しつつ、起業家教育の授業を実施することを支援するものです。

中小機構は、授業の企画、実施に際しての助言や、外部講師・起業家等の派遣(1校あたり2回～4回)等のサポートを行います。また、本事業は、全ての支援校に起業家教育の実施を継続していただくことを目的としており、よって起業家教育実施のノウハウ等の定着を図るものです。

※各校における来年度の授業・学校行事等計画との整合を図るため今般のご案内となっておりますが、本事業の予算成立は令和8年3月頃を予定しており、実際の事業実施の確定は、その後となります。

3. 具体的な支援内容(予定)

中小機構が提供する「起業家教育標準的カリキュラム」(別添資料参照。以下「標準カリキュラム」と言います。)を基に、各高等学校等の意向や事情に応じて「5時間コース」、「10時間コース」、「20時間コース」、「30時間コース」のいずれかを導入し、起業家教育プログラムを実施する学校を支援します。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 実施計画の作成

- ・標準カリキュラムの導入のための年間計画等、起業家教育を実施するための計画策定について助言を行います。

(2) 教員・学生の方からの相談対応

- ・授業を実施する教員の方に対し、標準カリキュラムやワークシートの使い方、説明のポイントや話法などの授業の進め方について Slack や Zoom などのオンラインツールを活用し、事前に助言を行います。また、標準カリキュラムの導入に関わる教員・学生からの質問事項等に対して、回答・相談を行います。

(3) 要望に応じた講師等のマッチングおよび派遣

- ・教員の方のサポートや、実際に起業した起業家の話を聞く機会を設けるべく、ご要望に応じ、外部講師等の適切な者を派遣します。(※1校あたり2回～4回)

(4) 社会へのアウトプットや社会との接点を創出する場の提供

- ① 起業家教育プログラムの成果を地域やメディア等で発表する場の提供
- ② 起業家教育プログラム実施校相互の交流の場の提供

※ 上記(1)～(4)の実施に際し、教員・生徒からの相談対応に関する費用、中小機構が派遣する専門家、講師(起業家等)に支払う謝金等について費用は掛かりません。ただし、個別相談、意見交換会、ワークショップ、フィールドワーク等に参加いただく際に必要となるインターネット通信費・交通費等については自己負担となります。

【参考】起業家教育標準的カリキュラムやそれに対応する授業スライド・ワークシートは、下記の URL(または右記の QR コード)よりご確認いただけます。

<https://entrepreneur.smrj.go.jp/related/education/curriculum.html>



4. 高等学校等側にご協力いただく内容

(1) 教員

- ・標準カリキュラムを活用した授業の企画と実施
- ・標準カリキュラムに対するご意見等のフィードバック
- ・参加校同士の意見交換の場や成果発表の場への参加
- ・中小機構が依頼するアンケートへの回答

(2) 生徒

- ・標準カリキュラムを活用した授業への参加
- ・参加校同士の意見交換の場や成果発表の場への参加
- ・中小機構が依頼するアンケートへのご回答

5. 対象

- ・学校教育法第一条で規定する高等学校、高等専門学校(1～3 年生)、中等教育学校(後期中等教育段階)、特別支援学校(高等部)。
- ・起業家教育に取り組む意欲や標準カリキュラムを活用した起業家教育プログラムの実施について学校や教員間の理解があり、協力を得られている学校。
- ・中小機構(※中小機構が委託する運営事務局を含む)との打ち合わせに、Slack や Zoom 等のオンラインコミュニケーションツールを利用し、円滑な遣り取りを行うことが可能な学校。
- ・過去の学校独自の起業家教育の実施経験等は問いません。

6. 支援のスケジュール

- ・令和8年度中(令和8年4月から令和9年2月中旬までの間)となります。
 - ・なお、令和8年4月～5月は、支援の全体計画(年間授業計画等)を策定するための期間とし、実際の支援(起業家教育に係る授業の開始)は令和8年6月以降となる予定です。
- (※応募に係るスケジュールについては 10. をご覧ください)

7. 応募締切りおよび申込方法

令和7年12月15日(月) 12時(正午)までに、下記の専用申込フォームよりお申込みください。

<申込フォーム URL>

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/apply/3879c1be68ea4c1fbeced2f14e400f1c>

<申込フォーム QR コード>



8. 支援対象校の選考について

以下の点を中心に応募内容を審査のうえ、地域や学科等のバランスも勘案して、実施対象校を決定いたします。

■1次審査(令和7年12月中下旬):書類選考

■2次審査(令和8年1月上旬～下旬):面談(オンライン)

- ① 起業家教育プログラムを導入して達成したいこと、期待することは、本事業の支援内容と整合しているか。
- ② 起業家教育プログラムを実施するにあたって、校内でのコンセンサスを得られているか。
- ③ 起業家教育プログラムに関わる教員は2名以上で、かつ校内のサポート体制があるか。
(中小機構や運営事務局との間でスムーズな連絡調整等が可能な体制であるか)
- ④ 起業家教育プログラム終了後も、学校として起業家教育を継続実施する意向があるか。
- ⑤ 支援終了後の2年間(※令和9年度及び10年度)、起業家教育に関する取組みについての事後報告に協力できるか。

9. スケジュール(予定)

- 令和7年11月4日 : 応募受付開始
- 令和7年12月15日 : 応募締切
- 令和7年12月中下旬 : 1次選考(書類)
- 令和8年1月上旬～下旬 : 2次選考(オンライン面談)
- 令和8年1月下旬 : 支援対象校の決定
- 令和8年2月18日 : 支援申込書の提出期限
- 令和8年4月～令和9年2月中旬 : 起業家教育プログラム実施支援

10. お問い合わせ先

申込みにあたりご不明な点やプログラム内容についてのご質問等は、下記へお願いいたします。

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)
創業・スタートアップ支援部 創業・スタートアップ支援企画課
担当 : 水岡、佐々木
電話 : 03-5470-1645
E-mail : kigyorider@smrj.go.jp